

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻110号 01/10 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659-0001 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 0797(32)1131
市芦反弹圧闘争を支援する会 〒650-0022 神戸市中央区元町通5-3-16 テーラービル3F

(速報) 大阪高裁が一番を支持し完全勝訴判決 芦屋市教委の処分は不当労働行為で裁量権を逸 脱する違法な処分、処分取消を命ず

予想を上回る判決でした。

高裁の判決は、普通、一番の判決を引用してそれに付け加える部分だけ文章にするもので、今回の判決文だけを読んでも、わかりにくいところがあります。しかし、今回の判決は、一番の「不当労働行為」の認定を当然の前提にして、それをもっと深くつづき、芦屋市教委の不当性を厳しく断罪しました。

一番大きな成果は、「教諭から指導員への身分変更」の問題です。判決は、明確に「原告の身分ないし俸給に不利益を生ぜしめるもの」と断言しました。この点は、私たちが一番裁判所に認めさせたかった点です。教員の身分がそんなに簡単に変えられてはなりません。

判決は更に、鈴木さんの十月一日付の突然の配転に関して、市教委の「過員解消」という理由は認められない、そして、配転の「目的」も「原告鈴木教員の教育経験を活かすものであったとも到底いい難い」と明白に言い切っています。

他の原告に関しても、一番判決の内容を更に押し進め、市教委がそれぞれ「配転」の理由・目的とした点については、個別に検討の上「ことごとく否定しています。そして、「転任させる必要性があったとは到底いえない」と断言しています。

市教委は、控訴審において見苦しい主張を展開してきました。それは、長年におわたって原告らを市芦高校に戻さなかつた理由として、「阪神淡路大震災」を持ち出したことでした。大阪高裁は、「上記主張は言い逃れのな主張であるといわざるを得ない」と、裁判官の怒りが表現されているような理由が示されています。そして判決は次のように結論付けています。

(次ページへ続く)

も／く／じ 市芦救援会ホームページ <http://homepage1.nifty.com/i-kyuenkai/>
Eメールアドレス i-kyuenkai@nifty.com

第1審支持、教員身分に関して補強した勝利判決	弁護士	在間	秀和	1
原判決よりさらに明確な勝利判決、懲戒処分は名誉	弁護士	村田	喬	2
正義・権利 RIGHT の回復	市芦救援会副会	玉田	勝郎	2
判決文要約				3
玉本格先生の墓前に勝利判決を報告	原告	鈴木	紀之	7
デッチ上げ懲戒処分も闘いの証	原告	深沢	忠	7
爽快である	原告	小川	文夫	8
市芦を絶対につぶさせない！芦屋市役所前座り込み				8

11月2日(金)

「分会における組合活動に対し、前田校長及び松本教育長が中心となつてこれを嫌悪したことにより本件転任処分がなされたものであることを重視せざるを得ず、これは、社会通念上、著しく妥当性を欠き、任命権者に与えられた裁量権を逸脱する違法な処分であるといふべきである。」

日本では、残念ながら一般に行政事件での原告側の勝訴率は極めて低く、「民」の側が勝つことが稀、という状況にあります。そうした厳しい状況において、裁判所がここまで明快に行政当局を断罪したケースはほとんど例がないと思います。市教委が如何にひどいか、また私たちの主張してきたことが如何に正しかったかを示しています。

市教委がもしこの判決に「恥」を感じないとすれば、もはやその存在そのものを問われることになると思います。市教委は、「公」の機関であることを肝に銘じなければなりません。

しかし、とにかく原告の皆さん、分会のみなさん、長年よくがんばられました。これも、変わらない支援の人達の存在があったからこそと思います。今は共に勝利を喜びましょう。

弁護士 在 間 秀 和

原判決より更に明確な勝利判決、懲戒処分は名誉ある処分

弁護士 村 田 喬

「ホツとした」というのが正直な感想ですが、これは当事者本人の先方や支援の方々皆に共通することではないかと思ひます。

深澤さん、河村さんに対する懲戒処分と鈴木さんに対する配転命令が一九八六年秋です。それから一五年もの時間が流れたことになりました。

控訴審の審理内容から判断して、配転事案の勝訴(市教委による控訴の棄却)は予測されたものであったとはいへ、最近の司法の傾向からみて一抹の不安もないとはいえず、やはり「控訴を棄却」するとの判

決言渡しを聞いたときは「やれやれ」「ほつとした」という想いでした。判決についての論評は在間先生の稿に譲りますが、原判決よりさらに明確に配転の必要性がなかったこと等を判示しており、それ故市教委の意図、不当労働行為意志が一層明らかになっているといえます。一五年間にわたる努力が報われた喜びを当事者本人らや支援の皆さんと分かち合いたいと思います。

控訴審判決の日は市教委側の代理人は欠席(刑事裁判と異なり、民事の判決の場合は本人、代理人は必ずしも出廷しなくてよい)していました。敗訴を予想していたためでしょうか。

なお、私と河村さん、深澤さんは懲戒事案での逆転勝訴を密かに期待していたのですが、これも控訴棄却となっています。配転事案とは正確が異なりますが、控訴審で新たな書証を提出してただけに残念です。

河村さん、深澤さんの積極果敢な組合活動に対する弾圧であることは明かですが、他の組合員を代表して二人が処分されたものであり、ある意味では名誉ある処分として理解しておくことにしましょう。

市教委や恥すべき内容の裁決を下した公平委員会の責任を追究するとともに、残る四人の先生方の市芦への復帰が実現するよう最後の努力をしたいと思ひます。

正義・権利RIGHTSの回復

市芦救援会副会長 玉田 勝郎

「違法処分」「不当労働行為」「処分取り消し」―完全勝利の判決の報せを聞き、一矢報いた思ひです。みなさんの不屈の闘いを称えます。この十数年間の、四圍の状況の悪化の中の「正義・権利RIGHTS」の回復、とも言えると思ひます。教師、というより教育(文化)労働者に加えられてきた、教育改革とい名の様々な攻撃―行政的・政策的・イデオロギー的の圧迫のもとで、苦しみ、悩み、怯んでしまいがちな教師

たちにとって、大きな励ましとなる「正義」RIGHTSの判決だと思ひます。また、そのような励み、闘いの「武器」としてなくてはならないと思ひます。「多分これで確定」とか。そうあつてほしいです。ともかく、お

めでどうござります。鈴木さんはじめ皆さんによりしくお伝え下さす。是非、祝勝会―シンポジウム(市芦勝利判決の意義と教育運動の課題をめぐって)のスタイルはいかがでしょうか―をやりましょう。

身分・俸給に不利益、配転の必要性も合理性もなく、不当労働行為と認定

大阪高等裁判所で市芦高校教育弾圧事件に関する判決があつた。神戸地裁の第一審判決をさらに補強した、「転任処分取消、市教委の違法な処分で不当労働行為」の判決であつた。とりわけ、異動先の職務が教員としての経験を必要とするものかどうか、また教員としての経験を活かすものかどうか、という点について厳格に吟味されている。

全員について、

- ①教員から指導員への異動は、指導員と指導主事とは異なるものであり、身分・俸給に具体的な不利益を生ぜしめ、勤務場所・勤務内容において何らかの不利益を伴うものか否かという観点から検討すると、身分ないし俸給に不利益を生ぜしめるものである
- ②教員をそれぞれの場所へ異動する必要性があつたとはいえない
- ③それぞれの教員を異動対象として選択したことに合理的理由がない
- ④異動先の職務内容が教員としての経験を活かすものであつたとも

判決文の詳細

第4 当裁判所の判断

- 1 当裁判所の判断は、次の通り付加・訂正(語句訂正のみ)するほかは、原判決

「事実及び理由」の「第四 争点に対する判断」欄の記載のとおりであるから、これを引用する。

学校の教員の指導員への異動は身分ないし俸給に不利益を生ぜしめる

到底い難い

⑤教員を長期にわたり学校現場から離すことは異常である。阪神淡路大震災を理由に挙げているが、言い逃れの主張である。

⑥組合活動に対し前田校長・松本教育長が中心となつてこれを嫌悪したことによりなされた転任処分である等々

第一審判決の内容を一層補強した、完全勝利判決となつている。

判決の構成は、「第1 当事者の求めた裁判控訴の趣旨等」、「第2 事案の概要(各当事者の主張等)」、「第3 証拠関係」となつており、「第4 当裁判所の判断」で、前述のように、被告処分者芦屋市教育委員会の主張がことごとく退けられている。芦屋市北村春江市長と当時の松本壽男教育長、そして彼らの「教育改革」を踏襲した現芦屋市教育委員会(朝日千尺、稲畑汀子、森輝彦、牛田利治、三浦清教育長)は、大阪高裁においても法を犯したものと断罪されることとなつた。(詳しくは以下の判決要約を参照されたい。ただし、文章はわかりやすいように書き直した。)

争点に対する

第一審被告は、本件転任処分の不利益性について、a 手当不支給のため給与が減少していること、b 教諭を指導員へ転任した例がないこと、c 免許資格を要し、学校教育に関する専門的な知識、経験を必要とする教員

の、業務内容を異にする事務職員である指導員への転任であること、d指導員は指導主事と異なり、係長以上の職に就くことができないうこと、などをもって不利益処分とはいえないと主張する。

しかし、転任先の地位・職務に即応する給与・手当が支給されるのは当然であり、本件転任処分によりその支給総額に減少があったとしても受忍限度の範囲内のものである、と即断することはできない。そして、教員から指導員への異動が希なものであることを、不利益性の判断をなす際の一事情として斟酌しても不利益性がないことはできない。

また、異動先の職務が教育職員に深く関係するという抽象的な説明だけでは、どのように深く関係するかは不明であつて、このような程度の説明をもって上記の不利益性の存否の判断に資するものといふことはできない。

さらに、係長以上の職に就かせることは、職の変更により可能であるとしても、本件転任処分により就任した指導員とこれからさらに変更がなされることによりつくこととなる指導主事とは明らかに異なるといえる。以上のとおりであつて、当該処分によりその身分・俸給に具体的な不利益を生ぜしめ、勤務場所・内容において何らかの不利益を伴うものか否かという観点から検討すると、本件転任処分は、第一審原告らの身分

転任させる必要性・合理性は乏しかったといわざるを得ない。また、第一審原告鈴木は、昭和61年10月から平成11年4月まで、12年6か月間、学校教育の現場から離れていたであつて、この間、阪神大震災が発生し、その直後から一定期間は、その復興・復旧を最優先とする人事異動をなすべき時期もあり、これに加えて第一審被告が原審・当審で述べる第一審原告鈴木及びその他の者の人事異動に関する上記阪神淡路大震災以外の種々の要素が存在したことを勘案しても、第一審原告鈴木が上記十二年六か月間、学校教育の現場から離れていたことは異常であるといわざるを得ないのであつて、これらの点を勘案すると、上記主張は言い逃れの的な主張であるといわざるを得ず、理由がない。そして、何よりも、分会における組合活動に対し、前田校長及び松本教育長が中心となつてこれを嫌悪したことにより本件転任処分(鈴木)がなされたものであることを重視せざるを得ず(この点は、第一審原告鈴木以外の第一審原告らの本件転任処分についても同様である。)、これは、社会通念上、著しく妥当性を欠き、任命権者に与えられた裁量権を逸脱する違法な処分であるといふべきであり、他の主張も理由がない。芦屋市教委の主張は、上記のとおり第一審原告鈴木を上記の転任をさせる必要性・合理性が乏しいとする認定・判断を左右するものではない。

ないし俸給に不利益を生ぜしめるものであるといふことができ、第一審被告の上記(不利益処分にはあたらないという)主張は理由がない。

学校に戻したからといって、訴えは無効にはならない

第一審被告は、3人は学校へ復帰しているから訴えの利益がない、と主張する。しかし、前項で認定・説示したとおりであつて、本件第一審原告三名における不利益を回復するためには、本件転任処分の効力を排除する判決を求めることが必要となるのであつて、上記主張は理由がない(第一審被告は、上記手当等相当分の支払いを求めるとともに、異別の訴訟によるべきであると主張するが、第一審被告が主張するような上記異別の訴訟だけで目的を達することができないものではないといえる。)

転任させる必要性・合理性乏しく裁量権を逸脱する違法な処分であつた(鈴木先生について)

第一審被告は、本件転任処分(鈴木)について、①転任処分は総合判断である。②組合敵視していたとはいえない。③本人の同意を取るの困難であつた。④処分後適切な人事交流がなかつたとしても、阪神淡路大震災があつたから仕方がない。⑤大震災、少子化による教員定数の見直しのため復帰が

公務の必要性もなく、教員経験も活かさない職務である上、転任処分の対象に選択した合理的理由がない(森村先生について)

転任処分につき、一般論的には、各要素を勘案して総合的に判断すべきであり、過員解消の要請、異動先が第一審被告(芦屋市教育委員会)所管下に限定されること、支障なき学校運営の維持等を考慮すべきであり、さらに本人の資質向上を期待し、教育行政目的の達成に寄与することを企画して転任処分が行われることがあるといふことはできるが、本項(原判決123頁8行目から127頁4行目まで)で認定・説示したとおり、本件転任処分(森村)において、第一審被告が第一審原告森村の教育経験を活かして購入図書を選定・読書指導等の業務の充実を図る目的を有していたとはいえず、また、第一審原告森村が現実に従事していた上記業務が第一審原告森村の教員としての経験を活かすものとも到底い難く(第一審被告が主張するように、異動先での業務分担が、その所属長において割り当てられるものであつたとしても、本来、高校の英語科の教員として採用され、それまで長期間、英語科の教員として勤務を続けていた第一審原告森村を市立図書館に転任させるのであれば、転任先の所属長に対し、第一審被告が主張するような当該転任処分の意味・教

遅れた。⑥教育委員会や前田校長が組合活動を阻害しなければならぬ理由がない。⑦県市一対一交流の原則があつた。⑧事情により復帰が遅れた。⑨原告鈴木が適任であつたと主張する。

しかし、転任処分につき一般論的には、各要素を勘案して総合的に判断すべきであり、また、各市の取り組み姿勢・方針に左右されることがあること、さらに、本件転任処分(鈴木)の後、市立芦屋高校を中心とする異動につき、その過員解消の要請、異動先が第一審被告所管下に限定されること、支障なき学校運営の維持等を考慮すべきであつたといふことはできるが、前記認定・説示する(判決109頁末行から121頁8行目まで)とおり、本件転任処分(鈴木)について、過員解消の必要性は認めがたく、学期途中という異例の時期に、第一審原告鈴木の意に反する学校教育以外の職場への転任処分であるにもかかわらず、事前の通知もなかつたのであつて、第一審被告が第一審原告鈴木の社会科学の教員としての教育経験を活かして、芦屋市準備委員会での連絡調整係としての宿泊衛生・輸送警備部門での業務の充実を図る目的を有していたとはいえず、第一審原告鈴木が現実に従事していた業務が第一審原告鈴木の教員としての経験を活かすものであつたとも到底い難い。したがつて、結論として、第一審原告(鈴木)を指導部学校教育課(六三総体芦屋市準備委員会)に

員としての経験を活かすという目的に即して第一審原告森村に対する期待等を連絡し、第一審原告森村がどのような業務に従事することが望ましいものと理解しているか、あるいはどのような業務に就くことを期待しているかという点についても第一審被告側から転任先の所属長に対して連絡等がなされた事実は窺えないのであつて、第一審原告の、異動先での業務分担が配転理由と異なるからといって異動に必要性・合理性がないとはいえないとの主張は、本件訴訟になつてからの第一審被告の立論であるといわざるを得ず、採用できない。なお、この点については、第一審原告森村以外の第一審原告らについても同様のことがいえる。)、結論として、第一審原告森村を転任処分の対象に選択したことにつき合理的理由は見いだすことができない。分会を敵視していない、不当労働行為ではないとの主張については、後記(原判決159頁5行目から180頁10行目まで)のとおりであつて、理由がない。また、戻すつもりであつたが戻せない正当な事情があつたとの主張については、本件転任処分(森村)の後、英語科についての異動があり、また、阪神淡路大震災が生起したのが平成七年一月一七日であり、その時点までで本件転任処分(森村)から既に八年が経過していることを勘案すると、上記主張は言い逃れの的な主張であるといわざるを得ず、理由がない。そして、教育改革に反対していたから

同意が取れなかった、県市一対一交流が原則であったとの主張は、本件転任処分(森村)において、上記のとおり第一審原告森村を市立図書館に転任させる必要があったとはいえず、第一審原告森村を転任処分の対象に選択したことにつき合理的理由は見いだすことはできないという認定・判断を左右するものではない。

(滝山先生について)

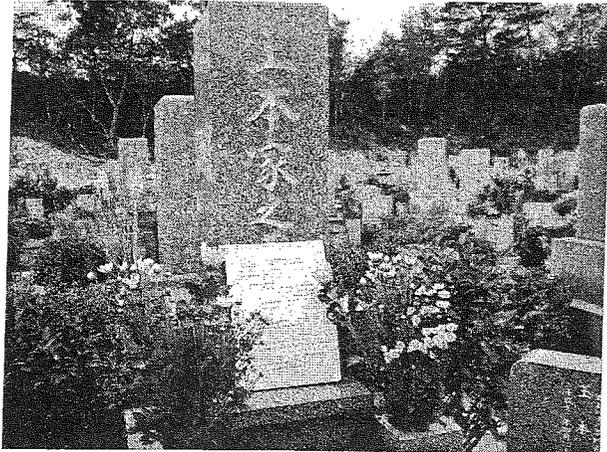
(略/同森村)本件転任処分(滝山)において、第一審被告が第一審原告滝山の社会科教員としての教育経験を活かして(第一審原告滝山が博物館学芸員資格を有していたとしても)緊急開発にともなう発掘調査に関する国庫補助の予算関係書類の作成、環境整備、文化財資料等の寄贈があった場合の書類作成、補助的業務としての発掘に関する大半の業務等の充実に図る目的を有していたとは到底いえない。また、第一審原告滝山が現実に従事していた上記各業務が第一審原告滝山の教員の教員としての経験を活かすものとも言い難く、結論として、第一審原告滝山を社会教育文化課に転任させる必要性があったとは到底いえず、第一審原告滝山を転任処分の対象に選択したことにつき合理的理由は見いだすことはできない。(後略/同森村)

(小川先生について)

(略/同森村)本件転任処分(小川)において、第一審被告が第一審原告小川の子社会科教員としての経験を活してみどり学級乳幼児部における重度心身障害児の担当業務等の充実に図る目的を有していたとは到底いえない。また、第一審原告小川が現実に従事していた上記業務が第一審原告小川の教員としての経験を活かすものともいい難く、結論として、第一審原告小川を本件転任処分の対象に選択したことにつき合理的理由を見いだすことはできない。(後略/同森村)

(麻田先生について)

(略/同森村)本件転任処分(麻田)において、被告芦屋市教委が、原告麻田の保健体育科教員としての教育経験を前提として、本件転任処分をなし、本件出張命令(県体育連盟)を命ずることにより体育保健行政事務を学ばせ、行政運営の参考にするとする目的を有していたとは到底いえない。また、原告麻田が本件転任処分及び本件出張命令に従い現実に従事していた業務が、(原告麻田の教員としての経験を前提として)被告芦屋市教委の上記事務を身につけることに資するものであったとはいえず、結論として、本件転任処分をなす必要性・合理性は乏しかったといえる。(後略/同森村)



玉本格先生の墓前に勝利判決文を供え、一五年間の闘いの勝利を報告する

玉本先生の墓前に勝利判決を報告

原告 鈴木紀之

判決の翌々日、何はともあれ玉本先生のご報告をしなければということで、大角さんと鶴越墓園に出かけた。この四月の時に参りしたときは、松村さんから「駅からはハイキングですよ」と言われ、リュックを背負っ

て行き、広大な墓石を一つひとつ確かめて歩いたのが思い出された。墓前に菊の花と判決文をお供えした。静かに風が通りすぎた。大角さんがぼつと言った。「昨日も玉本先生が座っておられるように思えた。欠かさずいつでも傍に居られるように思えた。改めて手を合わせた。玉本先生こそこの闘いの象徴であつたとしみじみ思った。人への慈しみが体にも言葉にもあふれていた先生の、人への愛ゆえにこそ、激しい理不尽なものへの直截な憤りが何度私たちを励ましてくれたことか。この時勢に高裁判決文をお供えできたことがうれしかった。

デッチ上げ懲戒処分は闘いの証

原告 深沢 忠

気持ちよく晴れた午後だった。負ける要素はない、と勝利判決を確信しての判決公判だったが、万が一の不安があった。前夜、敗訴したときの対応に腐心して眠れなかったという原告もいたが、私の場合、なぜか気持ちよく眠れた。今回は勝訴を見越して、「上告するな」の兵高教本部、阪神支部、分会連名の申入書や記者会見まで用意している。これで敗訴だったらどうしようかと不安にはなるもの、もうすでに判決文は書き上がっているだろうから心配しても始まらぬ、敗訴したら記者会見では「上告も検討する」と一言言っ

村)

(吉岡先生・石橋先生について)

(略/同森村)本件転任処分(石橋及び吉岡)において、被告芦屋市教委が、原告石橋および吉岡の理科(石橋)・美術科(吉岡)の各教員としての教育経験を活かして、上宮川文化センターでの各業務の充実に図る目的を有していたとは到底いえない。また原告石橋及び吉岡が現実に従事していた上記業務が各教員としての経験を活かすものともいい難く、結論として、原告石橋及び吉岡を指導部学校教育課(上宮川文化センター)に転任させる必要性・合理性は乏しかったといえる。(後略/同森村)

(深澤先生について)

(略/同森村)本件転任処分(深澤)において、被告芦屋市教委が、原告深澤の理科の教員としての教育経験を活かして教育研究所における業務の充実に図る目的を有していたとは到底いえない。また、原告深澤が現実に従事していた上記業務が原告深澤の教員としての経験を活かすものともいい難く、さらに、被告芦屋市教委が主張するとおり相当な範囲で人事権についての裁量が認められるものの、四方行元教諭ではなく、原告深澤を選択した理由について何ら納得できる説明がなされていないのであって、結論として、原告深澤を教育研究所に転任させる

さつさと引き上げるだけだとのんびり構えていた。負けても、またこれからの市芦存続闘争や障害者運動を黙々とやるだけだ、などとそれなりに事後の気持ちの整理のことは考えていた。

「ゲ」で始まったら負け、「ユ」で始まったら勝ち(実は「ホ」がただし)と聞きかじって法廷に臨んだ。やるべきことはやった。今日で一区切りつく。気持ちは意外と平靜であった。「第一五号事件、本件控訴人」と主文の朗読が始まった。最初が聞き取れず「ユウソニン」と聞こえた。勝ったと思つた。紛れもなく勝訴だった。判決文はまだできあがっておらず、あつけない終わりがたが、気持ちは非常にすっきりしていた。後は、報告集会、記者会見、芦屋市教委への申し入れと猛烈に忙しかつた。最後まで兵高教の仲間や支援者がたくさんつき合ってくれたのは、なんといつても心強かつた。こうしていつも支えられて闘ってきたんだという、気持ちの高ぶりが少しずつ感じられるようになっていた。その後、半日行動を共にしていただいた方々には申し訳なかったが、原告と弁護士だけで祝杯を挙げた。お二人の弁護士にとつても十三年間というのは最長の裁判だという。弾圧開始から十五年間、良くもまあ闘い続けられてきたものだと思う。市芦救援会、市芦

闘争を支援する会の皆さんには御礼のい
いようもないが、この勝訴がせめてものお
返しになるとうれしい。

多少の心残りもある。懲戒処分事件に
ついては密かに勝利を期待していたが、校
長や市教委の証言、でつち上げの証拠があ
るまで一方的(公平さに欠ける)に採用
されては勝ち目が無い。組合活動が活発で
あったことの証として、少しぐらいの傷は
受けねばならないのかも知れない。

今回の判決で、教員を他の職へ転任させ
る場合の原則が判決に明解に織り込まれ
た。教員の身分問題、教員を転任させな
ければならない配転先の必要性、配転先
での職務内容が教員経験を活かすもので
あるか等々、東京の「季刊教育法」の出版
社での、兼子先生、神田先生、土屋先生の
鼎談で指摘されていたこと(書証で提出)
が、判決文に見事に反映されている。土屋
先生に書いていただいた指導員に関する意
見書は、指導員身分の評価に、川向先生
の意見書は教員の職務内容と事務職の本
質的な違いの認識に、はつきりと反映され
ていることが判決文から読みとれる。

本当にたくさんの方々の力を得て、市
芦反弾圧闘争は勝利した。この勝利は、芦
屋市教育行政の市芦教育弾圧の無様な敗
北として、また私たちの団結の証として、

消しようもなく歴史に刻まれたといえる。
今後は、市芦高校の存続闘争に、組合員、
市民、卒業生らと力を合わせて全力で闘
うことになる。共闘、支援いただいた皆
様、ありがとうございます。今後の闘い
にもお力添え下さい。

痛快である

原告 小川 文夫

痛快で、爽快である。十五年の空白を埋
めるに十分な判決である。気持ちは癒され、
そして、少し肩の荷が下りた。もちろんまだ
上告という可能性もあるが、今回の高裁判
決で100%確定だと思ふ。たとえ上告さ
れてもまず負けることはないと思っている。
判決を聞いて勝った喜びよりも、正直大き
な解放感を味わった。そして心の底から大声
を出したかった。

この長い十五年間をともに戦い、そしてい
つも様々な形で支援、応援してきてくださっ
た人たちに心から御礼を言いたい、そんな気
持ちでいっぱいである。

まだ勝訴して日も浅いし、ゆっくり勝利を
噛み締める状況でもないし、気の抜ける状況
でもない。一方で市芦廃校の問題が控えてい
るからだ。「十五年間の空白を…」なんて感
傷的になるひまもなく、次ぎの問題が待っ
ている。

来春、私は市芦に復帰すると思ふ。十五

年ぶりに出会う生徒たちはどのような顔を
して迎えてくれるか楽しみであるし、不安で
ある。そして今回の勝利判決を武器にして
廃校を跳ね返す戦いを市芦で始めることにな
ると思ふ。今回の勝利判決は新たな戦いの
闘争宣言である。

最後になりましたが、皆さん本当に長い
間ありがとうございます。そして、あつか
ましいお願いですが今しばらく応援をお願い
します。

**十一月二日(金) 最大結集を
市芦の廃校を絶対に許さない!**

芦屋市役所玄関前座り込み

八時半〜 市役所、阪神芦屋駅付近
にてピラマキ

一〇時〜五時半
市役所玄関前座り込み

どの時間帯でも、
一時間でも二時間でも、
出たり入ったり、是非参加下さい。
四時から教育委員会が開催されます。た
くさん集まりましょう。

市芦があつて何が悪いねん！市民の会

2001
10.20

読売

神戸

市立芦屋高教諭配転取り消し訴訟 市教委の控訴を棄却

大阪高裁

一九九六―一九九九年に相次いで芦屋市立芦屋高校教諭から教育現場以外の出先機関に配転された八人が「教諭組合」として市教委を相手に配転取り消しを求めた訴訟の控訴審判決が十九日、大阪高裁であった。見満正治裁判長は八人全員について「配転させる必要性を離れたままになっていない」として原告を勝訴の一審・神戸地裁判決を支持、市教委の控訴を棄却した。

元同校教諭で、現在、同市立打出教育文化センター指導員の深沢忠さん(55)ら。八人のうち四人は異動で同校教諭に戻ったが、四動を命じられた。

市教委側は、当時、阪神大震災復旧を優先する人事異動が打ち出されていたことなどを挙げて「違法性はない」と主張したが、見満裁判長は「当時の校長や教育長が組合活動を嫌悪したことにより配転処分がなされたことを重視せざるを得ず、社会通念上、著しく妥当性を欠く違法な処分」と述べた。

市教委は「判決文を讀んで、上告するかどうか検討する」とコメントしている。

10月20日 土曜日 15版 30

2審も原告勝訴 市教委は裁量権逸脱

芦屋市の市立芦屋高校教諭ら八人が、配転は組合活動が理由で違法だとして、市教育委員会に配転処分の取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁の見満正治裁判長は十九日、処分を取り消した一審・神戸地裁判決を支持、市教委の控訴を棄却した。

見満裁判長は判決理由で「配転は社会通念上、著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱する違法な処分」などと述べた。

判決によると、八人は配転処分後、同校に復帰し、学校運営や入試判定などで市教委や校長と対立。一九八六年から八八年にかけて希望に反して図書館などに異動させられ、不慣れた事務作業などを強いられた。

原告のうち四人が、現在も復職していないという。市教委は「判決文を讀み、上告するかどうか今後検討する」と話している。

「廃校決定撤回」市教委に要求書

市立芦屋高教職員

芦屋市教委が廃校を決めた市立芦屋高の教職員らが十九日、決定の撤回を求める要求書を市教委に提出した。

要求書は「同校が果たしてきた役割は、ほかの高校では代え難い。多くの市民も存続を求めている」と指摘、市教委の決定について「市民無視の教育行政で、廃校の議決は認めない」としている。

市教委は「志願者数の増加は見込めない」として、二〇〇七年三月に廃校

市立芦屋高の訴訟 配転処分

芦屋市の市立芦屋高校教諭だった九人が、組合活動を理由に配転処分を受けたとして、同市教委を相手に処分の取り消しを求め、一審・神戸地裁が配転取り消しを命じた訴訟の控訴審が十九日、大阪高裁であり、見満正治裁判長は「原告、被告の主張に理由がない」として双方の控訴をいづれも棄却した。

判決などによると、深沢忠さん(五五)ら九人は教諭だったが、昭和六十一年以降、教育方針や学校運営などをめぐって市教委と対立。同年から六十年にかけて文化教育センターや図書館などに異動を命じられた。

一審が「処分は組合の勢力を弱めるためだった」として配転取り消しを命じたのに対し、市教委は「配転は不利益な処分ではない」と控訴。また、深沢さんら二人は市教委から受けた減給三カ月の懲戒処分の取り消しを求めて控訴していた。

一方、原告のメンバーらがこの日、芦屋市役所内で記者会見。「一審判決をより強化した内容で、満足している」と話した。また、原告のメンバーらは同日、市教委に

双方の控訴を棄却

大阪高裁 「主張に理由ない」

左記

対し、市教委が最高裁へ上告しないことや、今もなお市立芦屋高校へ現場復帰をしていない四人の教員について即時復職させることなどを求める申し入れ書を提出した。

今回の控訴棄却について、市教委の佐藤稔管理部長は「判決文をよく読んで、上告するかどうか今後検討したい」とコメントしている。

市立芦屋高廃校撤回求め要望書

兵高教組など

今日八日に開かれた芦屋市の教育委員会(朝日千尺委員長)で、市立芦屋高校の廃校方針が決定したことについて、兵庫高等学校教職員組合、同組合阪神支部、同支部市立芦屋高校分会は十九日、連名で廃校方針の撤回を求める要望書を同市教委に提出した。

要望書では、八日に開かれた教育委員会について「議案を棒読みするだけで形式的に『廃校』の方針を決定した」と批判した上で、方針の撤回を要望。「十分な教育論議をする機会を設けること」を強く要求する」としている。

朝日

転任取り消し
控訴審も支持

市立芦屋高巡る訴訟

兵庫県芦屋市立芦屋高校の教諭だった八人が、教職員組合の弾圧のために事務職に転任させられたとして、市教委を相手に転任処分の取り消しを求めた訴訟の控訴審判決が十九日、大阪高裁であ

た。見満正治裁判長は「転任は組合の勢力を弱める目的だった」として処分を取り消した神戸地裁判決を支持し、市教委側の控訴を棄却した。

市立芦屋高の教諭配転問題

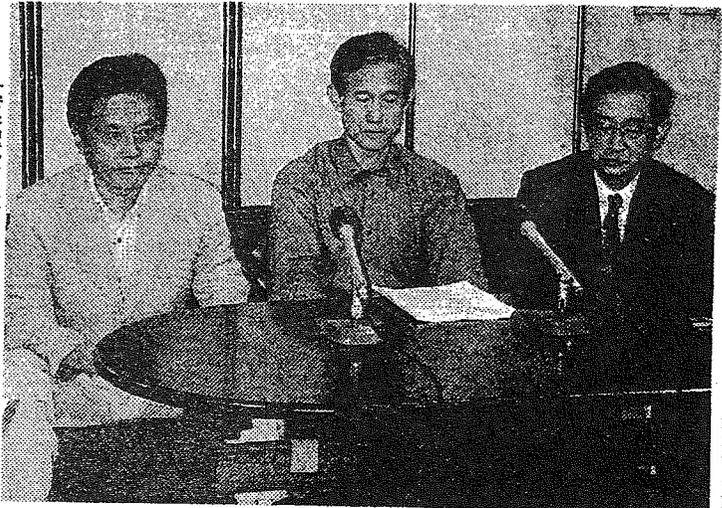
「処分取り消し」を支持

大阪高裁 控訴を棄却

として脅を埋める気持ちでいた。14年の空白の事実には埋められないが、市教委は謝罪し上告しない「ほしい」と訴えた。
市教委は、少子化などを理由に同高を07年3月に廃校する方針を固めている。市教委は判決に対して「判決文をよく読んで、上告するかどうか検討する」とコメントしている。
【小林祥晃】

市立芦屋高校の教諭8人が「配置転換は組合弾圧が目的」として、芦屋市教委に配転と懲戒処分の取り消しを求めていた裁判の控訴審判決が19日、大阪高裁であった。見満正治裁判長は、8人の教諭の配転処分取り消しを命じた一審判決を支持して控訴を棄却した。判決によると芦屋市教

委は86、88年、県高校教職員組合の組合員だった教諭8人を、図書館や体育館などの事務職に配転。教諭は「配転は不当」として95年に提訴した。その後、4人が同高に復帰している。見満裁判長は、組合活動の弱体化が目的として処分を取り消した一審判決を支持し「配置転換の必要性はな



大阪高裁で記者会見する原告の教諭ら

く、市教委の主張は言い逃れの「なご」とした。原告の一人である小川文夫教諭(51)は87年に配転を命じられ、現在は市立青少年愛護センターに指導員として勤務。小川教諭は記者会見で「教師